別記様式　（平 21 内府令 50・平成 25 内府令 37・一部改正）

表　面

第　　号

特定商品等の預託等取引契約に関する法律第 10 条第 1 項の規定による立入検査証

官職及び氏名

写

真

（押出スタンプ割印）

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

消費者庁長官　　㊞

裏

特定商品等の預託等取引契約に関する法律抜粋

第 10 条　内閣総理大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより預託等取引業者若しくは勧誘者に対し報告をさせ、又はその職員に、預託等取引業者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 16 条　次の各号の一に該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

二　第 10 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（備考）　用紙の大きさは、日本工業規格 B8 とすること。